

記入するが、初回記入時以降、同一疾患に再度り患することがあるので、初回記入に当たっては年齢欄に余白を設けておくように注意する必要がある。

- ④ 合併症（じん肺法施行規則第1条）の要件に該当するか否かにかかわらず、り患していると診断された場合には記入する。
- ⑤ 「気管支炎」は、せき、たんが持続するものをさし、いわゆる「急性気管支炎」は含めない。
- ⑥ 「気管支喘息」は、初めてり患していると診断された時の年齢を記入するが、乳幼児期のものは含めない。
- ⑦ 「心臓疾患」については、具体的な疾患名がわかる場合にはその疾患名を、「その他の胸部疾患」については、具体的な疾患名を記入する。

5. 粉じん作業履歴

- ① 「粉じん作業名」の記載に当たっては、作業の内容を具体的に記載するとともに、末尾の（号）にじん肺法施行規則別表第1に掲げる粉じん作業の号数を記入する。
- ② 「現在の事業場に来る前」の粉じん作業履歴の欄への記載に当たっては、記載もれ等がないように、被検者から十分な聴取りを行って記入する。
- ③ 「現在の事業場に来てから」の粉じん作業履歴の欄への記載は、じん肺健康診断を実施することに、粉じん作業名、従事期間を追加して記入していく。
- ④ 粉じん作業従事年数の「累計」は、「粉じん作業に従事した期間の合計」に、現在の事業場に来てからの粉じん作業従事年数を順次加算して記入する。

6. エックス線写真による検査

(1) 撮影条件

「mAS」については、可能な限り記載する。

(2) 小陰影の区分

- ① 「粒状影」と「不整形陰影」の欄のうち「区分」の欄には、粒状影又は不整形陰影の型の区分を各々の「区分」の欄に12階尺度で、両方の陰影が明らかに認められる場合は、両方の「区分」の欄に12階尺度で記入する。
- ② 「粒状影」の場合には、陰影のタイプを区分し、「タイプ」の欄のp, q, rのいずれかを○でかこむ。
- ③ 上記の区分を行い、小陰影全体の型の区分を標準エックス線フィルムを用いて12階尺度により区分し、「小陰影の区分」の(0/ー, 0/0, ……、3/+)の該当する区分を○でかこむ。

(3) 大陰影の区分

- ① 大陰影をAからCまで区分し、「大陰影の区分」の欄の該当するものを○でかこむ。
- ② 小陰影が同時に存在する場合には「小陰影の区分」の欄にも該当する事項を記載する。

(4) 付加記載事項

次に該当するエックス線所見が認められる場合には、「付加記載事項」欄中の略号を○でかこむ。エックス線写真像に対応する略号は、次のエックス線所見の末尾の（ ）内のとおりである。

イ. 胸膜石灰化像を除いた胸膜肥厚等の胸膜変化 (pl)

ロ. 胸膜石灰化像 (plc)

- ハ. 心臓の大きさ、形状の異常 (co)
- ニ. プラ（のう胞）(bu)
- ホ. 肺又は胸膜のがん (ca)
- ヘ. 空洞 (cv)
- ト. 著明な肺気腫 (em)
- チ. 肺門又は縦隔リンパ節の卵殻状石灰沈着 (es)
- リ. 気胸 (px)
- ス. 肺結核 (tb)

7. 胸部に関する臨床検査

(1) 自覚症状

- ① 「呼吸困難」の欄の（I, II, ……、V）には、胸部臨床検査の項で述べた方法と判定により該当する呼吸困難の程度を○でかこむ。
- ② 「せき」及び「たん」の欄の（+、-）については、問診票の「せき」、「たん」の問診の各々⑤に「はい」と答えた場合には「+」に、それ以外の場合には「-」に○をつける。
- ③ 「心浮亢進」の欄の（+、-）については、問診票の「どうき」の問診に「はい」と答えた場合には「+」に、「いいえ」と答えた場合には「-」に○をつける。
- ④ 上記以外の胸部の訴えがある場合には、「その他」の欄に具体的に記入する。

(2) 他覚所見

- ① 「チフノーゼ」及び「ばち状指」の欄には、各々その所見が認められる場合には「+」を○でかこむ。
- ② 「副雑音」の欄には、ラ音等の副雑音が聴取される場合には「+」を○でかこみ、聴取される部位を（ ）内に記載する。
- ③ 上記以外の所見が認められる場合には、「その他」の欄にその所見を具体的に記載する。

8. 肺機能検査

- ① 「年齢」の欄には、検査実施の日における満年齢を記入する。
- ② 「身長」の欄の「m」並びに「肺活量」、「努力肺活量」及び「1秒量」の欄の「l」は、各々小数点第2位まで記入する。
- ③ 第2次検査の「採血の部位」の欄には、耳朵からの採血を行った場合には「耳朵」、動脈から採血を行った場合には、動脈の名称を記載する。なお、動脈血採血に先立って耳朵血を採血し、耳朵血の酸素分圧が80 TORR 未満であれば動脈血採血を行うこととなるので、このような場合には耳朵血による検査の結果を第1欄に、動脈血による検査の結果を第2欄に記入する。
- ④ 第2次検査を第1次検査と別の日に行う場合には、第2次検査に先立って第1次検査を行うこととされているので、第1次検査の結果を「第1次検査」の欄の第2欄に記入する。
- ⑤ 「判定」の欄の記載に当たっては、第1次検査及び第2次検査の結果のほか、他の検査結果も参考にして総合的に次のように判定を行い、F（-、+、++）のいずれかを○でかこむ。

F（-） じん肺による肺機能の障害がない

F（+） じん肺による肺機能の障害がある

F(中) じん肺による著しい肺機能の障害がある

9. 合併症に関する検査

(1) 自覚症状

せき、たん、胸痛、発熱等の自覚症状を具体的に記入する。

(2) 結核精密検査

① 「結核菌」の欄の+、-は、塗抹検査又は培養検査で菌陽性の場合には“+”を、菌陰性の場合には“-”を○でかこむ。

② 「エックス線特殊撮影」の欄には、撮影法と所見の概略を記入する。

(3) 肺結核以外の合併症に関する検査

① 「たん」の欄の量については、実測値を記入し、性状については、M₁、M₂、P₁、P₂、P₃のいずれかを記号で記入する。

② たんについての検査を繰り返し行った場合には、その結果を第2欄に記入する。

③ 「エックス線特殊撮影」の欄には、撮影法及び所見の概略を記入する。

(4) 判定

「判定」の欄には、

① 検査の結果り患していると認められる疾患名を記載する。

② り患していると認められる疾患の状況が「合併症に関する検査」の項で述べた要療養の判定基準に合致していると認められるときは、「要療養」と記載する。

10. 医師意見

「医師意見」欄には、諸検査の結果の判定等について意見がある場合に記載する。

III 健康管理のための措置

粉じん作業従事労働者の健康管理に当たっては、事業場における一般的な健康管理対策に加えて、じん肺の予防、じん肺有所見者のじん肺の進展防止措置、合併症患者に対する適切な治療等の措置が不可欠である。

じん肺法における健康管理の体系は図 41 に示すとおりである。

じん肺の進展防止のためには、粉じんばく露の低減・中止を基本とした措置が定められているが、これらの措置を講ずるための基本となる医学的要件は「じん肺管理区分」である。「じん肺管理区分」はじん肺法第 4 条により次のように定められている。

じん肺管理区分		じん肺健康診断の結果
管 理 1		じん肺の所見がないと認められるもの
管 理 2		エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 3	イ	エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
	ロ	エックス線写真の像が第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管 理 4	1	エックス線写真の像が第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る。）と認められるもの
	2	エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る。）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの

1. 「じん肺管理区分」決定の流れ

事業者が行う就業時、定期、定期外、離職時の各健康診断の結果に基づくじん肺管理区分決定の流れは図 42 に示すごとくである。

このほか、常時粉じん作業に従事する労働者又は従事する労働者であった者は、いつでもじん肺健康診断を受けてじん肺法第 15 条に基づいて都道府県労働基準局長にじん肺管理区分の決定を申請できることとされている。また、事業者は、いつでも、常時粉じん作業に従事する労働者または従事する労働者であった者についてじん肺健康診断を行い、じん肺法第 16 条に基づいて申請を行うことができるとされている。これらの場合のじん肺管理区分決定の流れは図 42 とほぼ同様である。

このような手続きを経てじん肺管理区分が決定され、各区分に応じた措置が講じられることとなる。

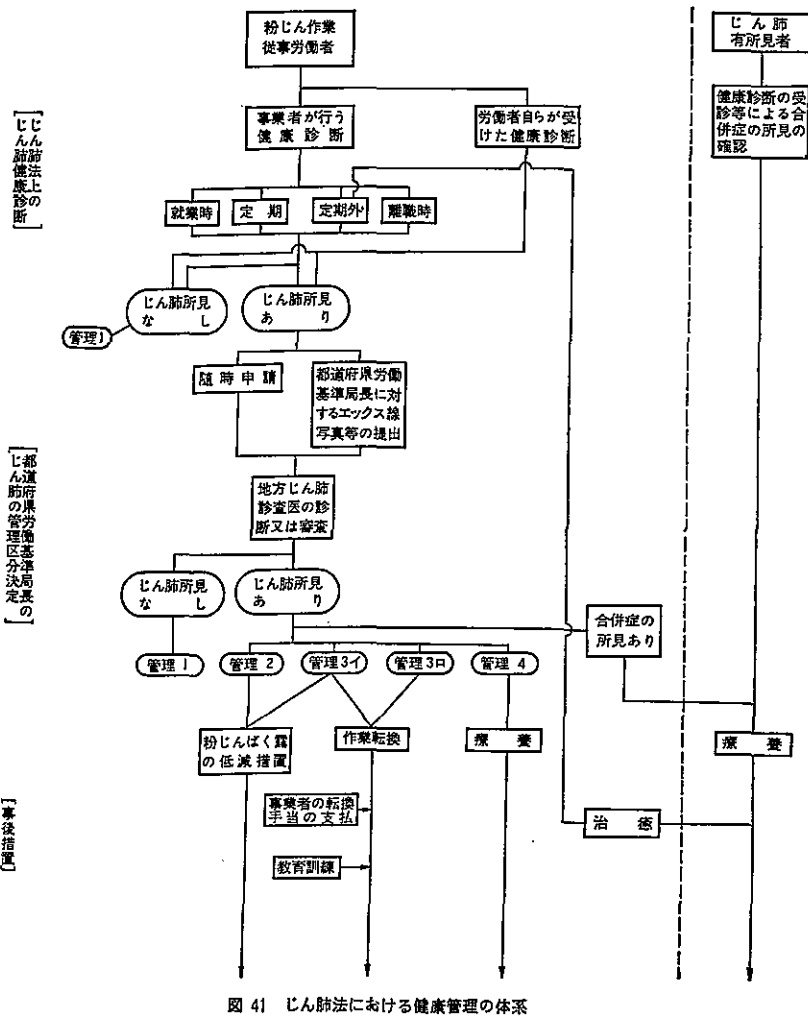


図 41 じん肺法における健康管理の体系

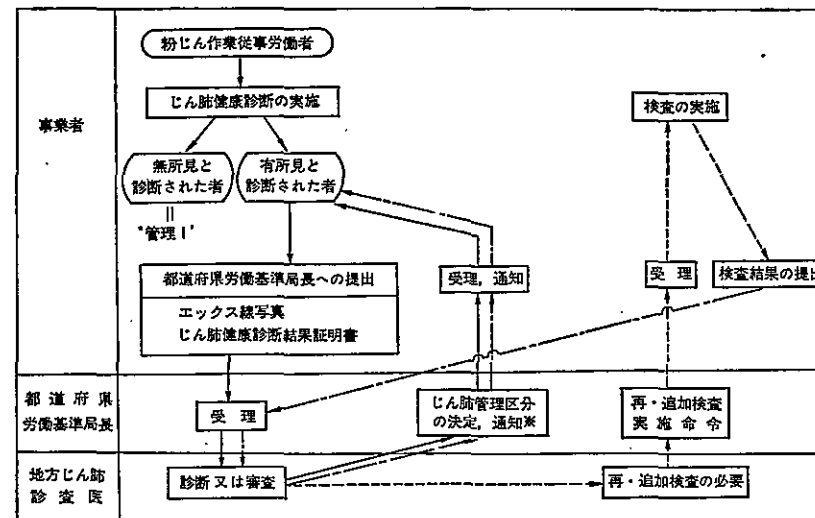


図 42 じん肺管理区分決定の流れ

注 1 破線は、再検査または追加検査を行った場合を示す。

注 2 ※の決定では有所見と診断されて提出された者であっても“管理1”と決定される場合もある。

注 3 --- は再・追加検査実施の流れを、--- は再・追加検査に基づくじん肺管理区分決定の流れを示す。

2. 健康管理のための措置

(1) 一般的措置

粉じん作業従事労働者の健康管理は、一般的な健康管理対策に加えて、じん肺健康診断の結果に基づいて個々の労働者に着目した健康管理のための具体的措置がとられる必要がある。ここでは、前者の一般的な健康管理対策のうち主要なものについて述べる。

イ. 有害因子のばく露の防止

(イ) 粉じんばく露の防止

じん肺の発生防止又はじん肺の進展防止のためには、粉じん作業に従事する労働者の粉じんばく露を防止することが重要である。このための具体的措置は労働安全衛生法に基づく「粉じん障害防止規則」に定められている。この規則による規制の対象となるのは、じん肺法の適用対象である粉じん作業のうち石綿関係作業（特定化学物質等障害予防規則により規制されている）を除いた作

業と原則的に同じ作業である。各粉じん作業についてこの規則に基づいてとるべき措置の一覧は次表のとおりである。

表 9 各粉じん作業に対する措置の一覧

粉 じ ん 作 業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置	呼吸用保護具を使用する作業
1 鉱物等（湿潤な土石を除く。）を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 坑外の、鉱物等を湿潤により試験する場所における作業 ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業	1 坑内の、鉱物等を動力により掘削する箇所	1 衝撃式さく岩機を用いる場合 衝撃式さく岩機を湿式型とする 2 衝撃式さく岩機を用いない場合 湿潤な状態を保つための設備の設置	1 坑内において衝撃式さく岩機を用いて掘削する作業
2 鉱物等（湿潤なものを除く。）を積載した車の荷台をくつがえし又は傾けることにより鉱物等（湿潤なものを除く。）を積み卸す場所における作業（次号、第9号又は第18号に掲げる作業を除く。）			2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業
3 坑内の、鉱物等を破碎し、粉砕し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業 ロ 水の中で破碎し、粉砕し、又はふるいわける場所における作業	2 鉱物等を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉砕し、又はふるいわける箇所 3 鉱物等をすり潰機等車両系建設機械により積み込み、又は積み卸す箇所 4 鉱物等をコンベヤー（ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。）へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所（前号に掲げる箇所を除く。）	(1) 密閉する設備の設置 (2) 湿潤な状態を保つための設備の設置 湿潤な状態を保つための設備の設置	2 屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等を積み卸す場所における作業

5 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業			3 坑内の、鉱物等を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業
5の2 坑内であって、第1号から第3号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業			3の2 粉じんが付着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
6 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる場所における作業（第13号に係る作業を除く。）ただし、火災を用いて裁断し、又は仕上げる場所における作業を除く。	5 屋内の、岩石又は鉱物を動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により裁断し、彫り、又は仕上げる箇所 6 屋内の研み材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所	(1) 局所排気装置の設置 (2) 湿潤な状態を保つための設備の設置 (1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置	4 屋内又は坑内において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げる作業 5 屋外の、研み材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業
7 研み材の吹き付けにより研まし、又は研み材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に係る作業を除く。）	6 屋内の研み材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る箇所 7 屋内の、研み材を用いて、動力（手持式又は可搬式動力工具によるものを除く。）により岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属をさい断する箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (1) 局所排気装置の設置 (2) 湿潤な状態を保つための設備の設置	5 屋外の、研み材の吹き付けにより、研まし、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業 6 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具、（研み材を用いたものに限る。）を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する作業
8 鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉砕し、又はふるいわけ	8 屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (3) 湿潤な状態を保つための設備の設置（アル	7 屋内又は坑内において、手持式動力工具を用いて、鉱物等、炭素原料又はアルミニウム

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置	呼吸用保護具を使用する作業
る場所における作業（第3号、第15号又は第19号に掲げる作業を除く。）ただし、水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業を除く	除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるいわける箇所	ミニウムに係る箇所を除く。）	はくを破碎し、又は粉碎する作業
9 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第3号、第16号又は第18号に掲げる作業を除く。）	9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	局所排気装置の設置	8 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み卸す作業
10 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業	9 屋内の、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チタンを袋詰めする箇所	局所排気装置の設置	
11 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含むものを混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第14号までに掲げる作業を除く。）	10 屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (3) 湿潤な状態に保つための設備の設置	
12 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投入する作業。ただし、水の中で原料を混合する場所に	11 屋内の、原料を混合する箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (3) 湿潤な状態に保つための設備の設置	

おける作業を除く。			
13 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研み材を製造する工程において原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。 イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし又は製品を荷造りする場所における作業 ロ 水の中で原料を混合する場所における作業	11 屋内の、原料を混合する箇所 12 耐火レンガ又はタイルを製造する工程において、屋内の、原料（湿潤なものを除く。）を動力により成形する箇所 13 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (3) 湿潤な状態に保つための設備の設置 局所排気装置の設置 (1) 局所排気装置の設置 (2) 湿潤な状態に保つための設備の設置	9 原料若しくは半製品を乾燥するため、乾燥設備の内部に立ち入る作業又はかまの内部に立ち入る作業
14 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉出しし、若しくは仕上げる場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。	11 屋内の、原料を混合する箇所 13 屋内の、半製品又は製品を動力（手持式動力工具によるものを除く。）により仕上げる箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置 (3) 湿潤な状態に保つための設備の設置 (1) 局所排気装置の設置 (2) 湿潤な状態に保つための設備の設置	10 半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉出しするため、炉の内部に立ち入る作業
15 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳びり等を削り取る場所における作業（第7号に掲げる作業を除く。）。ただし、水の中で砂を再生する場所における	14 屋内の、型ばらし装置を用いて砂型をこわし、若しくは砂落としし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鋳びり等を削り取る箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置	11 型ばらし装置を用いず、砂型をこわし、若しくは砂落としし、動力によらないで砂を再生し、又は手持式動力工具を用いて鋳びりを削り取る作業

粉じん作業	特定粉じん発生源	特定粉じん発生源に係る措置	呼吸用保護具を使用する作業
作業を除く。			
16 鉱石専用埠頭に接岸している鉱石専用船の船倉内で鉱物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業			12 鉱石専用埠頭に接岸している鉱石専用船の船倉内で鉱物等をかき落とし、又はかき集める作業
18 粉状の鉱物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業			13 炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鉱さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる作業
19 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業			14 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業
20 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く。			14 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業
21 金属を溶射する場所における作業	15 屋内の、手持式溶射機を用いないで金属を溶射する箇所	(1) 密閉する設備の設置 (2) 局所排気装置の設置	15 手持式溶射機を用いて金属を溶射する作業
22 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業			16 染土の付着した藁草を庫入れし、庫出しする作業

23 長大ずい道の内部のホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業			17 長大ずい道の内部において、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める作業
---	--	--	---

これらの措置に加えて次のような規定がある。

- ① 特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合、屋内作業場では全体換気装置による換気の実施等、坑内作業場では換気装置による換気の実施等の措置
 - ② 局所排気装置及び除じん装置の定期自主検査、点検及び補修
 - ③ 特定粉じん作業に従事する労働者に対する特別教育の実施
 - ④ 粉じん作業場以外の場所への休憩設備の設置
 - ⑤ 毎日1回以上の清掃と1月1回以上の堆積粉じんの除去
 - ⑥ 特定粉じん作業を行う屋内作業場における6月以内ごとに1回の作業環境測定
 - ⑦ 一定の特定粉じん発生源について、関係する機械、設備の設置、移転の際の計画の届出
- (ロ) 粉じん以外の有害因子ばく露の防止

粉じん作業を行っている作業場では、粉じんのほかに主に呼吸器系に有害な因子が同時に存在している場合があり、このような作業場においては、粉じんによるじん肺にとどまらず、これらの因子による呼吸器系疾病を防止することが重要であることはいうまでもないが、加えて、じん肺有所見者の合併症予防の防止のためにも、これらの因子へのばく露防止が極めて重要である。これらの因子の例としては次のようなものがあげられる。

- ① アンモニア、塩化水素、硝酸等の酸及びアルカリ
 - ② カドミウム、ニッケルカルボニル、ベリリウム等の金属
 - ③ 塩素、臭素等のハロゲン
 - ④ 二酸化硫黄、二酸化窒素等
 - ⑤ ホルムアルデヒド、無水マレイン酸、TDI等の有機化合物
 - ⑥ 合成樹脂の熱分解生成物
 - ⑦ 木材粉じん、獣毛のじんあい、落綿等
 - ⑧ 石棉、クロム酸塩又は重クロム酸塩製造工程等のがん原性物質及びがん原性工程
- ロ. 健康相談

健康診断は断片的なものであるが、健康相談及び次に述べる保健指導は連続的なものである。労働者が自らの健康について専門的な指導を受けたいと希望する場合に、労働者のニーズに応じて専門的な援助を行うことが一般的に「健康相談」といわれている。「健康相談」を担うスタッ

フは、主に医師、保健婦、ケース・ワーカー等である。

健康相談は、一般に、労働者の要求に対してその道が開かれているのが通例であるが、単に窓口を開くことにとどまらず、利用の促進のために次のような点について十分な考慮が払われる必要がある。

- ①事業場の健康管理体制の中に位置づける
- ②担当者の自主性の尊重
- ③健康相談～措置の一貫性の確保
- ④諸情報の収集

ハ、保健指導

「健康相談」が主に労働者の要求に対する対応として位置づけられるのに対して、「保健指導」は、一般に、医師、保健婦等の専門的判断に基づいて対象者の意志とは無関係に働きかけが行われるものである。保健指導の端緒となるものの例には次のようなものがある。

- ①健康診断、受診、治療等の結果
- ②職場、家庭、地域等からの情報
- ③諸種の調査、職場巡視等から得られた情報

粉じん作業従事労働者に対する保健指導の一般的な内容は次のようなものである。

ア、じん肺の進展防止のための指導

- ①作業方法、作業場所、作業時間等についての指導
- ②防じんマスク等の防じん対策についての指導
- ③受診勧奨等の指導

イ、合併症等のり患防止のための指導

- ①作業場における粉じん以外の有害因子へのばく露防止のための指導
- ②喫煙習慣等の生活習慣に対する指導
- ③呼吸器系の感染症り患防止のための指導
- ④早期発見、受診勧奨等の指導

ウ、健康の保持、増進のための指導

なお、「保健指導」における留意点は「健康相談」の場合と同様である。

二、集団を対象とした衛生教育

じん肺のように、その初期には明らかな症状を呈することなく長い経過を経て重篤化していく疾病については、特に集団を対象とした衛生教育の役割は重要であり、かつ、機会をとらえて繰り返し行われる必要がある。

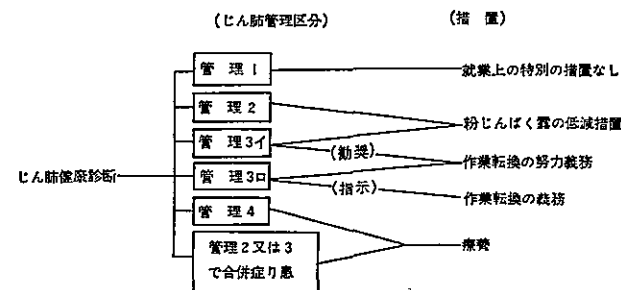
衛生教育の意義、方法、留意点等については既に多くの成書が出されているので、対象とする

事業場や労働者に応じてこれらを参考にされたい。

(2) じん肺管理区分に基づく措置

イ、じん肺管理区分に基づく措置の体系

じん肺法では、個々の労働者のじん肺管理区分に応じた措置が体系的に定められており、その概要は次図に示すとおりである。



以下、各措置の概要について述べる。

ロ、粉じんばく露の低減措置

じん肺管理区分が管理2又は管理3イと決定された労働者については、粉じんばく露量を減らして、じん肺の進展を防止するために、同じ粉じん作業であっても粉じん濃度がより低い作業場所への移動、粉じん作業に従事する作業時間の短縮等の措置をとるように努力すべきことを事業者に義務づけている。

ハ、作業転換

じん肺のより以上の進展を的確に防止するためには、じん肺所見のある労働者を粉じん作業から離すことが最も望ましいことである。しかし、作業の転換は、長年従事してきた作業を離れることに伴う種々の社会的因子があり、労使の十分な協議、理解が不可欠である。じん肺法では、じん肺の程度に応じて次の3段階とされている。

ア、作業転換の勧奨

じん肺管理区分が管理3イである労働者が常時粉じん作業に従事しているときには、都道府県労働基準局長は事業者に対してその労働者を粉じん作業以外の作業に従事させるよう勧奨することができる。とされている。

イ、作業の転換

作業者は、前記ア.の勧奨を受けたとき、じん肺管理区分が管理3ロである労働者が常時粉

じん作業に従事しているときには、その労働者を粉じん作業以外の作業に常時従事させるよう努めなければならないとされている。

c. 作業転換の指示

常時粉じん作業に従事しているじん肺管理区分が管理3ロの労働者について、その労働者の健康保持のため必要と認められる場合には、都道府県労働基準局長は地方じん肺診査医の意見に基づいて事業者にもその労働者を粉じん作業以外の作業に従事させるよう指示できるとされている。

二. 療 養

じん肺管理区分が管理4と決定された者及びじん肺管理区分が管理2又は管理3で合併症にかかっていると認められた者は療養を要するとされている。療養には休業して治療を受ける場合と就業しながら治療を受ける場合とがあり、治療を行う医師の判断にゆだねられる。

3. 離職後のじん肺有所見者の健康監視

じん肺は、粉じんばく露中止後も進展することがあることが知られている。このため、労働安全衛生法に基づいて、離職の際又は離職後、じん肺管理区分が管理3であると認められた者に対して「健康管理手帳」が交付され、年1回が健康診断の受診機会の供与を行っている。

〔付〕 1. 参考図書・文献
〔付〕 2. じん肺法, 関係政省令

【付 1】

参考図書・文献

(1) 主要な参考図書

イ. 日 本

- 1) 岩崎竜郎他(編): 肺のびまん性散布性陰影, 日本臨床社, 大阪, 1974
- 2) 梶田 昭: 珪肺と結核, 医学書院, 東京, 1957
- 3) 環境庁環境保健部保健業務課(編): 公害医療ハンドブック, 日本医事新報社, 東京, 1977
- 4) 北本 浩(編): 呼吸器病学, 医学書院, 東京, 1968
- 5) 久保田重孝(編): 職業病とその対策, 興生社, 東京, 1969
- 6) 坂部弘之(編): 労働の場における健康障害, 講談社, 東京, 1973
- 7) 佐野辰雄: 日本のじん肺と粉じん公害——その予防と対策のために——, 労働科学研究所, 東京, 1977
- 8) 第一製薬株式会社(編): 結核診療の実際, Vol. I, アサヒメディカル, 東京, 1972
- 9) 高木健太郎, 岡本彰祐(編): 生理学大系II. 血液呼吸の生理学, 医学書院, 東京, 1968
- 10) 立入 弘: 放射線医学入門, 南山堂, 東京, 1976
- 11) 長野 準, 吉田 稔, 末次 進: 肺機能検査入門, 金原出版, 東京, 1974
- 12) 日本産業衛生協会(編): 珪肺, 日本産業衛生協会, 東京, 1953
- 13) 日本産業衛生学会教育資料委員会(編): 産業保健, I~III巻, 篠原出版, 東京, 1976
- 14) 日本臨床社(編): 閉塞性肺疾患とその治療, 日本臨床社, 大阪, 1975
- 15) 長谷川恒夫, 吉野恭二: 珪肺——医学と補償——, 白亜書房, 東京, 1955
- 16) 本間日臣, 山中 晃, 三上理一郎: 慢性閉塞性肺疾患, 医学書院, 東京, 1975
- 17) 村尾 敏他(編): じん肺論文集, 労働福祉事業団岩見沢労災病院, 岩見沢, 1975
- 18) 村尾 敏, 本間威(訳): 肺——臨床生理学と肺機能検査法——, 医歯薬出版, 東京, 1968
- 19) 労働省安全衛生部労働衛生課(編): じん肺診査ハンドブック, 中央労働災害防止協会, 東京, 1970

ロ. 諸外国

- 1) Cotes, J. E.: Lung function—Assessment and application in medicine, Blackwell Scientific Publication, Oxford, 1975
- 2) Davies, C. N. (ed.), Inhaled Particles and Vapours, Vol. II, Pergamon Press, London, 1966
- 3) Dep. of Health and Social Security: Pneumoconiosis and Byssinosis—Report by the Industrial Injuries Advisory Council in accordance with Section 62 of the National Insurance (Industrial Injuries) Act 1965 on Pneumoconiosis and Byssinosis, Her Majesty's Stationary Office, London, 1973

- 4) Fletcher, C. et al. : The National History of Chronic Bronchitis and Emphysema, Oxford University Press, Oxford, 1976
- 5) Fraser and Paré : Diagnosis of Disease of the Chest, Vol. 1, 2, W.B. Saunders, Philadelphia, 1970
- 6) Hunter, D. : The Diseases of Occupations, The English Universities, London, 1955
- 7) ILO : 4th International Pneumoconiosis Conference, Apimondia Publishing House, Bucharest, 1971
- 8) Key, M.M., et al. (ed.) : Pulmonary Reaction to Coal Dust, Academic Press, New York, 1971
- 9) King, E.J. and Fletcher, C.M. : Symposium on Industrial Pulmonary Diseases, Churchill, London, 1960
- 10) Lee, H.K. (ed.) : Environmental Factors in Respiratory Disease, Academic Press, New York, 1972
- 11) Morgan, W.M.K. (ed.) : Occupational Lung Diseases, W.B. Saunders, Philadelphia, 1975
- 12) NIOSH : Criteria for a recommended standard.....Occupational Exposure to Crystalline Silica, U.S. Government Printing Office, Washington, 1974
- 13) Parkes, W.R. : Occupational Lung Disorders, Butterworths, London, 1974
- 14) Selikoff, I.J. et al. (ed.) : Coal Workers' Pneumoconiosis, Annals of the New York Academy of Science, Vol. 200, The New York Academy of Science, New York, 1972
- 15) Shapiro, H. A. (ed.) : Pneumoconiosis—Proceedings of the International Conference Johannesburg 1969—, Oxford University Press, London, 1970
- 16) Walton, W.H. (ed.) : Inhaled Particles III, Vol. 2, Unwin Brothers, London, 1971

(2) 検査方法及び判定等について参考とした文献 ((1) に掲げたものを除く)

イ. 日本

- 1) 志田寿夫ら : 選択的気管支肺泡造影四倍拡大撮影法と希土類増感紙の適用について, 映像情報, 9 (19) : 29, 1977
- 2) 厚生省 : 微生物検査必携, 細菌・真菌検査, 日本公衆衛生協会, 東京, 1973
- 3) じん肺合併症検討専門家会議 : じん肺の合併症についての検討結果中間報告書, 1973
- 4) じん肺健康管理専門家会議 : じん肺の健康管理のあり方についての検討結果中間報告書, 1977
- 5) じん肺健康診断の方法等についての専門委員会 : じん肺健康診断の方法等についての検討結果報告書, 1978
- 6) じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議 : じん肺と肺がんとの関連に関する専門家会議検討結果報告書, 1978
- 7) じん肺標準フィルム検討専門家会議 : じん肺標準ネックス線フィルムについての検討結果について, 1978
- 8) 石綿による健康障害に関する専門家会議 : 石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告

書, 1978

- 9) 千葉保之(監) : 1971 年版じん肺 X 線フィルム ILO U/C 分類——1971 年版じん肺 X 線フィルム ILO U/C 分類訳——, 健康管理, 244 : 4, 1974
- 10) 外山敏夫, 山口誠哉 : 疫学に用うる「呼吸器症状の質問票 (1976 年版)」について, 日本医師会雑誌, 78(5) : 603, 1977
- 11) 中村 隆 : 老人の肺とその周辺, 日内会誌, 59(1) : 1, 1970
- 12) 日本胸部疾患学会肺生理専門委員会 : 大気汚染による呼吸障害を検出するための呼吸機能検査法の現時点における考え方とその評価——「大気汚染による呼吸障害を検出するためのスタンダードテクニク」ワーキング・グループ報告——, 日本胸部疾患学会雑誌, 14(8) : 443, 14(9) : 516, 1976
- 13) 肺機能セミナー(編) : 臨床肺機能検査
- 14) 三品陸人ら : 珪肺症例における右室肥大型心電図——経時的变化を中心にして——, 日医誌, 18(9) : 375, 1970

ロ. 諸外国

- 1) American Thoracic Society. Definition and classification of chronic bronchitis, asthma, and pulmonary emphysema : Statement by Committee on Diagnostic Standards for Nontuberculous Respiratory Diseases, Amer. Rev. Resp. Dis., 85 : 762, 1962
- 2) Baldwin, E. De F., et al. : Pulmonary insufficiency : I. Methods of analysis, physiologic classification, standard values in normal subjects, Medicine, 27 : 243, 1948
- 3) Berglund, E., et al. : Spirometric studies in normal subjects, 1. Forced expirograms in subjects between 7 and 70 years of age., Acta Med. Scand., 173 : 185, 1963
- 4) Hugh-Jones, P. : A simple standard exercise test and its use for measuring exertion dyspnea, Br. Med. J., (1) : 65, 1952
- 5) ILO : ILO U/C International Classification of Radiographs of Pneumoconioses 1971, ILO, Geneva, 1972
- 6) Kelman, G.R. and Nunn, J.F. : Nomograms for correction of blood PO_2 , PCO_2 , pH and base excess for time and temperature., J. Appl. Physiol., 21(5) : 1484, 1966
- 7) Mellemegaard, K. : The alveolar-arterial oxygen difference : its size and components in normal man., Acta Physiol. Scand., 67 : 10, 1966
- 8) Miller, D.L., and Jones, R. : A study of techniques for the examination of sputum in a field survey of chronic bronchitis., Amer. Rev. Resp. Dis., 88 : 473, 1963
- 9) Ogilvie, C.M., et al. : A standardized breath holding technique for the clinical measurement of the diffusing capacity of the lung for carbon monoxide., J. Clin. Invest., 36 : 1, 1957
- 10) Terminology, definitions and classification of chronic pulmonary emphysema and related conditions. A report of the conditions of a Ciba Guest Symposium., Thorax, 14 : 286, 1959
- 11) WHO : Chronic cor pulmonale. Report of an expert committee., Tech. Rep. Ser., 213, 1961

【付 2】

じん肺法, 関係政省令

じ ん 肺 法	じん肺法施行規則
目 次 第1章 総則(第1条—第6条) 第2章 健康管理 第1節 じん肺健康診断の実施(第7条—第11条) 第2節 じん肺管理区分の決定等(第12条—第20条) 第3節 健康管理のための措置(第20条の2—第23条) 第3章 じん肺審議会(第24条—第31条) 第4章 政府の援助等(第32条—第35条) 第5章 雑則(第35条の2—第44条の2) 第6章 罰則(第45条・第46条) 附 則 第1章 総 則 (目的) 第1条 この法律は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 じん肺 粉じんを吸入することによつて肺	目 次 第1章 総則(第1条—第8条) 第2章 健康管理(第9条—第29条) 第3章 じん肺審議会(第30条—第33条) 第4章 雑則(第34条—第37条) 附 則 第1章 総 則

じん肺法	じん肺法施行規則
に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病をいう。 二 合併症 じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。 三 粉じん作業 当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。 四 労働者 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者をいう。 五 事業者 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者で、粉じん作業を行う事業に係るものをいう。 2 合併症の範囲については、労働省令で定める。	（合併症） 第 1 条 じん肺法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の合併症は、じん肺管理区分が管理 2 又は管理 3 と決定された者に係るじん肺と合併した次に掲げる疾病とする。 一 肺結核 二 結核性胸膜炎 三 続発性気管支炎 四 続発性気管支拡張症 五 続発性気胸 （粉じん作業） 第 2 条 法第 2 条第 1 項第 3 号の粉じん作業は、別表に掲げる作業のいずれかに該当するものとする。ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程、じん肺健康診断の結果その他からみて、当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働基準局長（以下「所轄都道府県労働基準局長」という。）が認定した作業を除く。

じん肺法	じん肺法施行規則
	第 3 条 前条ただし書の認定を受けようとする事業者は、非粉じん作業認定申請書（様式第 1 号）を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して、所轄都道府県労働基準局長に提出しなければならない。 2 前項の非粉じん作業認定申請書には、当該作業場に係る次に掲げる物件（粉じんの発散の程度が低いことが明らかである場合にあっては、第 3 号に掲げる物件を除く。）を添付しなければならない。 一 作業場の見取図 二 法第 17 条第 2 項の規定により保存しているじん肺健康診断に関する記録 三 粉じん濃度の測定結果並びに測定方法及び測定条件を記載した書面 3 所轄都道府県労働基準局長は、第 1 項の非粉じん作業認定申請書の提出を受けた場合において、前条ただし書の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。 4 前条ただし書の認定を受けた事業者は、第 1 項の非粉じん作業認定申請書若しくは第 2 項第 1 号の作業場の見取図に記載された事項を変更したとき又は当該認定に係る作業に従事する労働者が、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項若しくは第 2 項の健康診断等において、新たに、じん肺にかかつており、若しくはじん肺にかかつている疑いがあると診断されたときは、遅滞なく、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働基準局長に報告しなければならない。

じん肺法	じん肺法施行規則
(じん肺健康診断) 第3条 この法律の規定によるじん肺健康診断は、次の方法によつて行ふものとする。 一 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査 二 労働省令で定める方法による胸部に関する臨床検査及び肺機能検査	5 所轄都道府県労働基準局長は、前条ただし書の認定に係る作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがないと認められなくなつたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。 (胸部に関する臨床検査) 第4条 法第3条第1項第2号の胸部に関する臨床検査は、次に掲げる調査及び検査によつて行ふものとする。 一 既往歴の調査 二 胸部の自覚症状及び他覚所見の有無の検査(肺機能検査) 第5条 法第3条第1項第2号の肺機能検査は、次に掲げる検査によつて行ふものとする。 一 スパイロメトリー及びフローボリューム曲線による検査 二 動脈血ガスを分析する検査 2 前項第2号の検査は、次に掲げる者について行ふ。 一 前項第1号の検査又は前条の検査の結果、じん肺による著しい肺機能の障害がある疑いがあると診断された者(次号に掲げる者を除く。) 二 エックス線写真の像が第3型又は第4型(じん肺による大陰影の大きさが一側の肺野の3分の1以下のものに限る。)と認められる者

じん肺法	じん肺法施行規則
三 労働省令で定める方法による結核精密検査 その他労働省令で定める検査	(結核精密検査) 第6条 法第3条第1項第3号の結核精密検査は、次に掲げる検査によつて行ふものとする。この場合において、医師が必要でないと認める一部の検査は省略することができる。 一 結核菌検査 二 エックス線特殊撮影による検査 三 赤血球沈降速度検査 四 ツベルクリン反応検査 (肺結核以外の合併症に関する検査) 第7条 法第3条第1項第3号の労働省令で定める検査は、次に掲げる検査のうち医師が必要であると認めるものとする。 一 結核菌検査 二 たんに関する検査 三 エックス線特殊撮影による検査 (肺機能検査の免除) 第8条 法第3条第2項ただし書の労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 第6条の検査の結果、肺結核にかかつていると診断された者 二 法第3条第1項第1号の調査及び検査、第4条の検査又は前条の検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、第1条第2号から第5号までに掲げる疾病にかかつていると診断された者
2 前項第2号の検査は、同項第1号の調査及び検査の結果、じん肺の所見がないと診断された者以外の者について行ふ。ただし、肺機能検査については、エックス線写真に一側の肺野の3分の1を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。次項及び次条において同じ。)があると認められる者その他労働省令で定める者を除く。	
3 第1項第3号の結核精密検査は同項第1号及び第2号の調査及び検査(肺機能検査を除く。)の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核にかかつており、又はにかかつていないと診断された者について、同項第3号の労働省令で定める検査は同項第1号及び第2号の調査及び検査の結果、じん肺の所見があ	